

令和元年度京都市保健所運営方針取組結果

当該資料に掲げる実績は、令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）のものであり、新型コロナウイルス感染症による影響は限定的なものとなっています。

1 医療衛生施策の推進

感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止、「民泊」に対する通報等への対応や違法・不適正な「民泊」の根絶に向けた取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

主な関連施策・事業	令和元年度取組結果
風しん対策の推進	・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性が風しん抗体検査及び抗体陰性の方が予防接種を自己負担なしで受けられるクーポン券を年代別に分けて発行 ・令和元年8月1日に昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性約71,000名にクーポン券を送付するとともに、商工会議所のメールマガジン配信、社会福祉施設のとりまとめ団体、検診機関等を通じ、事業周知に努めた。 ・令和2年3月18日に、令和元年度送付対象者のうち未受診者に勧奨はがきを送付 ・令和2年3月31日に昭和41年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性約63,000名に対し、風しん抗体検査・予防接種クーポン券を送付 （令和元年度実施件数：抗体検査12,258件、予防接種2,902件）
「民泊」対策事業	・「民泊」対策専門チームを41名から46名に増員し、さらなる体制の強化（平成31年4月） ・平成30年度に続き、2回目となる無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出（令和元年10月） ・観光庁と連携し、国内外の「民泊」仲介業者に対し、本市条例で規定する駐在規定の遵守を求める周知協力及び適正な施設のみを掲載するよう厳格な運用を要請（令和元年11月） ・令和2年3月末までに違法「民泊」の疑いにより通報があった2,633施設のうち、99%に当たる2,629施設が営業中止等に至るなど厳正に対処

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ、「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき、「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを、あらゆる施策の融合や、「健康長寿のまち・京都市民会議」をはじめとした関係機関、さらには地域住民と一丸となって推進する。

また、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働より、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

主な関連施策・事業	令和元年度取組結果
地域における健康づくり事業	・市民の健康に関するデータを分析し、地域の健康課題を踏まえたうえで、地域特性に応じた健康づくりに関する事業を実施（実施件数 1,701 回）
健康長寿のまち・京都推進プロジェクト	・「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」について、「健康長寿のまち・京都市民会議」を中心に、積極的にポイント手帳を活用いただいた結果、プレゼント応募件数は平成 30 年度の応募件数（年 3 回合計 8,054 件）を大幅に上回り、年 4 回の合計で 14,598 件に増加 ・「健康長寿のまち・京都いきいきアワード 2019」では、大賞 4 組、奨励賞 24 組の受賞者を決定し、「健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ」において、大賞受賞者等を表彰（令和元年 11 月）。また、受賞者の取組は健康づくりに取り組む先進・優良事例として、ラジオ番組で紹介したほか、リーフレットを作成し広く市民に周知
受動喫煙防止対策事業	・改正健康増進法の周知徹底を図るため、本市が把握する市内全ての施設等を対象に、約 6,500 の第一種施設をはじめ、第二種施設においては約 15,000 の飲食店、また、約 2,150 の旅客運送事業自動車の管理権限者等に対して、リーフレット又はチラシの個別送付を実施 ・市内約 10,600 箇所にある市政広報板へのポスターの掲示や、市内の幼稚園、保育園等、小学校約 680 施設、児童館約 150 施設及び病院約 90 施設への「のぼり」の配布等、子どもや家庭等での受動喫煙防止を訴求する取組を実施 ・市民や事業者等からの受動喫煙防止対策に関する相談や、飲食店の経過措置制度に関する問合せ及び届出の受付業務を行うため、「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」を設置（令和元年 7 月 1 日～） ・令和2年4月の法の全面施行に向け、飲食店等の監視・指導体制を整備し、各店舗への個別訪問による法制度の再周知や指導等を開始（令和2年2月～）

歯ッピー・スマイル推進事業	・「オーラルフレイル・フレイル対策推進事業」として、京都府歯科医師会と連携し、地域の歯科専門職や地域介護予防推進センター職員等への口腔機能の向上等に関する研修会を開催（令和２年１月２２日，参加者数 86 人） ・「歯科からの糖尿病重症化予防対策」として、京都市国保特定健診の受診者のうち，糖尿病又は糖尿病が疑われる方のうち対象となる方に，歯科健診の受診促進を図るため，歯周疾患予防健診の自己負担金の無料クーポン券を送付（配布数943人）
-----------------------------	---

3 母子保健の推進

母子保健の最大の強みは、妊娠前から始まり、妊娠期、出産前後、育児期に応じた体系的なサービスを、母子保健の特色である、全ての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方に基づき展開していることである。

そのうえで、母子の心身の状況について、保健医療的立場から専門的・継続的な把握に努めるとともに、その情報を基にアセスメントを行い、将来起こりうる状況を予測し、現在、必要な支援につなぐ予防的な切れ目のない支援が求められている。

子どもはぐくみ室は、このポピュレーションアプローチを活かし、母子保健法が定める「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し、地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供する役割を有している。さらに平成31年度からは、妊娠期から18歳までのすべての妊婦や子ども、子育て家庭に対して、子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいて支援機能を発揮するために、子どもはぐくみ室を「子ども家庭総合支援拠点」としても位置付け、保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かし、切れ目のない支援に取り組むことが求められている。

児童虐待の未然防止の観点では、すべての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握できるポピュレーションアプローチのメリットを活かした支援を展開することで、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことが求められている。そのためには、母子保健事業の本来の目的である、全ての母子の健全育成を図るという基本に立ち戻り、支援を実施することが重要である。

これらの支援については、地区活動を原点としたものであり、地区活動から把握した健康課題については、地域全体の課題として捉え、地区診断を実施し、地域の母子保健の水準が向上していくよう、PDCAサイクルに基づいた母子保健事業・施策を展開していくことが重要である。また、健康課題を解決する手法として、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織等の育成等を通じて積極的に地域にアウトリーチし、地域が主体的かつ継続的な健康づくりを推進することできるよう支援することが必要である。

母子保健事業・施策の実施に当たっては、特に、次のことに留意して、ポピュレーションアプローチの強みを生かし、支援が利用者の目線からみて切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるよう努める。

主な関連施策・事業	令和元年度取組結果
不妊治療費等助成の拡充	・不妊の原因が男性にある場合に行われる「精巣内精子採取術（TESE）」等を実施した場合に、初回治療に係る助成額の上限を 200 千円から 300 千円に拡充（男性不妊治療費助成件数：13 件）

4 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、さらに重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

主な関連施策・事業	令和元年度取組結果
精神障害者の退院後支援	措置入院及び緊急措置入院を経由し退院する市民のうち、本市が退院後支援を行う必要があると認め、かつ計画作成に同意する者に対し、退院後支援計画に基づく支援を実施（計画作成件数：20件、支援終了件数：13件）
検索連動型広告を活用した自殺対策	「自殺」や「死にたい」等の希死念慮がうかがえるキーワードをツイート、リツイート及び検索した市民に対し、本市のこころの相談に関する広告を表示し、相談機関への相談に誘導（クリック数：9,252回）
精神保健福祉相談員養成研修	すべての保健師（旧相談員資格取得講習会を修了した保健師及び係長級以上の保健師を除く）がキャリア形成の課程で精神保健福祉相談員として必要な知識と経験を習得できるよう、令和元年度から新たな精神保健福祉相談員養成研修を実施（受講者数：延べ676人）

＜参考＞保健所関連業務の主要施策について

主な関連施策・事業	令和元年度取組結果
衛生環境研究所と京都府保健環境研究所の共同化による整備事業	・平成 29 年度からの 3 箇年に渡る建設工事が完了し，新施設が竣工（令和元年 8 月） ・府市研究所が，それぞれ部門ごとに順次移転（令和元年 9～11 月） ・府市議員，研究所関係者，地元関係者を招き，開設記念式典を開催。府市研究所の連携に関する協定を締結（令和元年12月）
深草墓園における集会室棟の整備事業	・深草墓園集会室棟竣工（令和2年3月）